

○捜査本部開設運営要綱

平成 5 年 9 月 28 日
山口刑捜一第 1626 号
山口防犯第 932 号
山口備公第 252 号
山口交企第 559 号

第 1 趣旨

この要綱は、犯罪捜査規範(昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「規範」という。)第 22 条に規定する捜査本部について、その開設及び効率的運営のために必要な事項を定めるものとする。

第 2 対象事件

この要綱において重要事件等とは、規範第 22 条に規定する重要犯罪その他事件のうち、社会的反響の大きい重要事件又はこれに発展するおそれのある事件をいう。

第 3 捜査本部の開設

警察本部長は、重要事件の発生を認知し、特に捜査を統一的かつ強力に推進する必要があると認めるときは、当該事件を主管する警察本部の部の長(以下「主管部長」という。)及び当該事件の発生地を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)に対し捜査本部の開設を命ずるものとする。

第 4 開設の場所

捜査本部は、重要事件等の発生地を管轄する警察署に開設するものとする。ただし、事件の態様、捜査上の利便等によっては警察本部の当該事件主管課(以下「主管課」という。)又はその他適当な場所に開設することができる。

第 5 捜査本部の編成

1 警察本部長は、捜査本部に、捜査本部長及び次に掲げる捜査本部員を置くものとする。この場合において、重要事件等の性質、態様等から必要がないと認められるときは、鑑識資料分析官を置かないことができる。

- (1) 捜査副本部長
- (2) 事件主任官
- (3) 広報担当官
- (4) 捜査班運営主任官、捜査班長及び捜査班員
- (5) 鑑識資料分析官

2 警察本部長は、1 に掲げる者のほか、重要事件等の性質、態様等から特に必要があると認めるときは、捜査本部員として、必要な要員を置くことができる。

第 6 捜査本部長及び捜査本部員の任務等

1 捜査本部長

- (1) 捜査本部長は、原則として主管部長をもって充てる。

- (2) 捜査本部長は、捜査本部を開設した事件(以下「捜査本部事件」という。)の捜査に係る事務を統括し、捜査本部員を指揮監督する。

2 捜査副本部長

- (1) 捜査副本部長は、所轄警察署長、主管課の長(以下「主管課長」という。)及び警察本部の鑑識課長(以下「鑑識課長」という。)をもって充てる。ただし、警察本部長が当該重要事件等の性質、態様等から必要でないと認めるときは、鑑識課長を捜査副本部長に充てないことができる。
- (2) 警察本部長は、重要事件等の性質、態様等から特に必要があると認めるときは、所轄警察署長、主管課長及び鑑識課長のほか、警察本部の関係所属長のうちから指名する者をもって捜査副本部長に充てることができる。
- (3) 捜査副本部長は、捜査本部長を助け、捜査本部の捜査に係る事務を整理する。
- (4) 捜査副本部長は、その職務を行うに当たり、相互に密接に連携を図るものとする。

3 事件主任官

- (1) 事件主任官は、原則として主管課長をもって充てる。
- (2) 事件主任官は、捜査本部長の命を受け、捜査本部事件の捜査に係る事務を掌理し、事件の指揮に当たるものとする。

4 広報担当官

- (1) 広報担当官は、捜査本部長が、警察本部長の承認を得て、警部以上の階級にある警察官のうちから指名する者をもって充てる。
- (2) 広報担当官は、捜査本部長の命を受け、捜査本部事件に係る広報に関する事務を行うものとする。
- (3) 捜査中の事件について報道機関に発表するときは、捜査本部長の承認を得て行うものとする。

5 捜査班運営主任官、捜査班長及び捜査班員

- (1) 捜査班運営主任官は、捜査本部長が、警察本部長の承認を得て、原則として主管課の警部以上の階級にある警察官のうちから指名する者をもって充てる。
- (2) 捜査班長及び捜査班員は、捜査本部長が、警察本部長の承認を得て、原則として警部以下の階級にある警察官等のうちから命じ、捜査事項ごとにこれらの者から成る捜査班を編成するものとする。
- (3) 捜査班運営主任官は、事件主任官を補佐し、捜査班の運営の総括、証拠資料の分析及び検討等を行うものとする。
- (4) 捜査班長及び捜査班員は、下命された捜査事項につき、捜査活動に従事するものとする。
- (5) 捜査班長は、捜査班の運営に当たっては、具体的な捜査方法について班員相互で討議するなど、積極的かつ活力ある一体的な捜査活動が展開されるように努めなければならない。

6 鑑識資料分析官

- (1) 鑑識資料分析官は、捜査本部長が、警察本部長の承認を得て、鑑識課の警部以上の階級にある警察官のうちから指名する者をもって充てる。
- (2) 鑑識資料分析官は、事件主任官を補佐し、鑑識資料の収集及び分析、鑑定結果の分析等を行い、捜査班運営主任官が行う証拠資料の分析及び検討に協力するものとする。

第7 捜査本部員等の確保

- 1 捜査本部長は、捜査本部事件捜査に的確に対処するため、当該事件の規模、態様等を基本に、これに応じた捜査本部員を迅速に確保しなければならない。
- 2 捜査本部長は、捜査本部の編成及び運営に当たり捜査本部要員の応援又は装備資機材等の補給(以下「応援派遣等」という。)について必要があるときは、各種応援派遣等の制度に基いて要請しなければならない。

第8 報告及び通報

捜査本部長は、捜査本部を開設したときは、速やかに必要な事項を警察本部長に報告するとともに、関係所属長に通報しなければならない。

第9 捜査本部に対する協力

- 1 各所属長は、捜査本部の運営に積極的に協力するとともに、当該事件に関する情報を入手したときは、速やかに捜査本部長に通報しなければならない。
- 2 各所属長は、捜査本部長から当該事件に関する手配、捜査等の依頼を受けた場合は、誠実かつ迅速に処理しなければならない。

第10 備付簿冊

捜査本部には、次の簿冊を備え付けなければならない。

- (1) 捜査本部日誌(別記様式第1号)
- (2) 捜査会議録(別記様式第2号)
- (3) 容疑者名簿(別記様式第3号)
- (4) 証拠物件一覧表(別記様式第4号)
- (5) その他必要な簿冊

第11 運営

捜査本部長は、次に掲げる事項について特に配意し、捜査本部の組織的かつ効率的な運営に努めなければならない。

- 1 捜査の進展に応じた編成
捜査本部長は、捜査の進展に応じ捜査本部の体制について検討を加え、その合理的かつ効率的な編成に努めなければならない。
- 2 捜査指揮の徹底
捜査本部長は、捜査事項の下命及び復命を的確に行わせ、捜査指揮の徹底が図られるよう努めなければならない。
- 3 効率的な捜査の推進
 - (1) 捜査会議の効率的開催

捜査本部長は、捜査情報の集約及び分析並びに捜査事項の伝達等の徹底を図るため、目的及び態様に応じた捜査会議を効率的に開催し、又は開催させなければならない。

(2) 捜査員の弾力的な勤務運用

捜査本部長は、効率的な捜査の推進を図るため、捜査本部事件捜査の必要に応じて捜査員の勤務を弾力的に運用しなければならない。

4 関係都道府県警察との連携

捜査本部長は、常に広域的視野に立って捜査本部事件の捜査運営に配慮するとともに、当該事件の捜査が他の都道府県警察と関連する場合には、広域捜査を積極的に推進するなど、関係都道府県警察との緊密な連携を確保しなければならない。

5 多角的広報の推進

捜査本部長は、報道関係に対してはもとより、地域住民等に対しても適時適切な広報を行い、捜査本部事件捜査に対する国民の理解と協力が得られるように努めなければならない。

6 情報の合理的かつ適切な管理

捜査本部長は、コンピュータ等の活用等必要な措置を講じ、捜査情報処理の合理化、効率化を図るとともに、捜査情報の適切な管理に努めなければならない。

7 秘密の保持

捜査本部長は、捜査本部事件捜査の運営に当たっては、捜査に関する秘密の保持が図られるように努めなければならない。

8 装備資機材の確保

捜査本部長は、捜査本部事件捜査の合理化、効率化を図るため、必要な捜査用装備資機材の確保に努めなければならない。

9 適切な処遇の確保

捜査本部長は、捜査本部事件捜査の円滑な遂行と捜査本部員の士気の高揚を図るため、捜査本部員の適切な処遇を確保するように努めなければならない。

第12 事件の送致

捜査本部において検挙した事件は、原則として捜査本部開設警察署長名をもって送致するものとする。

第13 解散

1 解散

警察本部長は、捜査本部を開設して捜査を継続する必要がなくなったと認めるに至ったときは、速やかに当該捜査本部を解散するものとする。

2 未解決解散事件に対する措置

- (1) 捜査本部長は、未解決のまま捜査本部を解散した事件(以下「未解決解散事件」という。)の捜査については、所轄警察署長に対し、確実に引き継がなければならない。

- (2) 未解決解散事件捜査の引継ぎを受けた所轄警察署長は、担当捜査員を指定するなど当該未解決解散事件の継続捜査の効果的な推進に努めなければならない。